

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 31 年
1 月 29 日
(火曜日)

目 次

○告示

生活保護法の規定に基づく施術機関の指定（厚政課）……………一

漁業災害補償法第百五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示
の一部改正（農林水産政策課）……………一

解除予定保安林（森林整備課）……………二

海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正（港湾課）……………二

海岸保全区域のうち港湾管理者の長が管理する区域（港湾課）……………五

○公告

山口県労働委員会の委員の任命（労働政策課）……………六

種畜証明書の交付（畜産振興課）……………七



山口県告示第十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十一年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏 名 施 術 者 所 指定年月日

佐々木 巖 宇部市大字西岐波五二五四の七一 平成三〇、一〇、二二

山口県告示第十二号

漁業災害補償法第百五条第一項第二号口の規定による区域及び区分の設定に関する告示（平成十五年山口県告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

表中

阿知須区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち山口市阿知須の地域)	法第百四条第二号に掲げる漁業
山口区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち山口市秋穂二島及び名田島の地域)	2 / 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業 / に掲げる漁業以外の漁業
秋穂区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち山口市秋穂西及び秋穂東(大海区域の地域を除く)の地域)	2 / き網を使用して営む漁業 3 / 総トン数十トン未満の漁船による / に掲げる漁業 / 及び2 / に掲げる漁業以外の漁業
山口区域 (山口県漁業協同組合の地区のうち山口市阿知須、秋穂二島、名田島、秋穂西及び秋穂東(大海区域の地域を除く)の地域)	1 / 総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業 2 / 総トン数十トン未満の漁船による / に掲げる漁業 3 / 及び2 / に掲げる漁業以外の漁業

山口県告示第十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定を次のとおり解除する予定である旨の通知があった。

平成三十一年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除予定保安林の所在場所

- 岩国市錦町広瀬字三の瀬五二一五の三、五二二五の五・字二の瀬五二三七の二・五二二九の二・五二四〇・五二四五の二(以上五筆国有林)、一一二六九の四、一一二六九の五・一一二六九の七から一一二六九の九まで(以上四筆国有林)、字城の深山五二五一の四、一一二一六の二・一一二二三の二(以上二筆国有林)、一一二二三の二、一一二二四の二(国有林)、字一の瀬一一二二八の二、字小原一一四六二の七から一一四六二の一一まで(以上五筆国有林)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

ダム用地とするため

一 解除予定保安林の所在場所

- 岩国市錦町広瀬字奴田原六一五八の一・字後ロ一一二五四の二から一一二五四の四まで・一一二五七の二(以上五筆国有林)、字沼田原一二六七五の一(国有林)。次の

を

に改める。

図に示す部分に限る。()

周南市大字須万字黒瀬一六三三の一・一六四四の三(以上二筆国有林)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

ダム用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第十四号

海岸保全区域の指定に関する告示(昭和三十二年山口県告示第八百号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

七の二 山口県山口南沿岸下関港海岸字部・長府沖地区海岸に関する部分を次のように改める。

七の二 (一) 海岸の名称

山口県山口南沿岸下関港海岸字部・長府沖地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一

四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二二、二二、二二、二二、二四、二

五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、一の各点を順次結んだ線及び基点三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三、一〇四、一〇五、一〇六、一〇七、一〇八、一〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九、一二〇、一二一、一二二、一二三、一二四、一二五、一二六、一二七、一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二、一三三、補助点一三三の一、一二六の一、一〇九の一、一〇八の二、一〇八の一、一〇〇の一、九九の一、九八の一、九六の一、九〇の二、九〇の一、一七の一、一四の一、一一の一、八の一、三の一、二の一、四三の一、四二の一、四〇の一、三八の一、三七の一、三六の一、三五の一、基点三五の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点

- 一 下関市長府扇町一番地の五の標柱の位置(北緯三四度〇一分三五・六三六秒東経一三一度〇〇分四五・二四五秒)
- 二 基点一から一五度五九分〇四秒五九八・三三メートルの地点
- 三 基点二から一五度〇九分五三秒五二〇・九八メートルの地点
- 四 基点三から二八度〇九分一二秒一〇〇・六九メートルの地点
- 五 基点四から三一〇度四三分〇三秒一三・一六メートルの地点
- 六 基点五から二八度一二分一三秒一、〇七〇・四〇メートルの地点
- 七 基点六から一八〇度四〇分五六秒二一・四八メートルの地点
- 八 基点七から二一五度五〇分四七秒一三九・九三メートルの地点
- 九 基点八から三〇一度一分〇七秒二七三・五九メートルの地点
- 一〇 基点九から三〇度五三分〇三秒二六・〇〇メートルの地点
- 一一 基点一〇から三〇〇度四七分二一秒五二・三六メートルの地点
- 一二 基点一一から三一度一分四四秒一三四・四四メートルの地点
- 一三 基点一二から三〇一度〇八分一四秒三・〇六メートルの地点
- 一四 基点一三から二九五度〇三分二七秒五五・三三メートルの地点

- 一五 基点一四から三〇一度〇七分四五秒一五三・七一メートルの地点
- 一六 基点一五から二一八度〇八分一五秒五・五七メートルの地点
- 一七 基点一六から三〇一度〇七分四五秒二四七・四七メートルの地点
- 一八 基点一七から三四〇度三分一七秒一八六・七〇メートルの地点
- 一九 基点一八から二一八度二分〇八秒九八・八三メートルの地点
- 二〇 基点一九から二九八度〇八分三九秒八一・〇九メートルの地点
- 二一 基点二〇から三四度三分〇八秒五一・五二メートルの地点
- 二二 基点二一から三〇八度五五分一二秒一八七・五〇メートルの地点
- 二三 基点二二から二二四度四分〇八秒六九・四七メートルの地点
- 二四 基点二三から三八度四八分一二秒二五八・二九メートルの地点
- 二五 基点二四から三五一度五六分二一秒三・六二メートルの地点
- 二六 基点二五から三八度三分〇五秒一七六・八六メートルの地点
- 二七 基点二六から二八度三分四七秒六三・七九メートルの地点
- 二八 基点二七から五五度〇〇分四九秒四三・九八メートルの地点
- 二九 基点二八から三五四度二分一八秒三三・〇六メートルの地点
- 三〇 基点二九から三九度四分三三秒八九・五七メートルの地点
- 三一 基点三〇から六九度四分四二秒八〇・〇二メートルの地点
- 三二 基点三一から四一度四分五八秒一〇一・八三メートルの地点
- 三三 基点三二から三五度四分四二秒二五一・九八メートルの地点
- 三四 基点三三から四七度二分二五秒二九・四四メートルの地点
- 三五 基点三四から三七度〇五分三六秒二、七二五・三七メートルの地点

点

- 三六 基点三五から一三五度二分四二秒二九・四五メートルの地点
- 三七 基点三六から一九五度三分三六秒三八・九八メートルの地点
- 三八 基点三七から二四二度四分一六秒八六・八五メートルの地点
- 三九 基点三八から三二一度四分五三・一六メートルの地点
- 四〇 基点三九から二二七度一分六六秒七〇・四五メートルの地点
- 四一 基点四〇から二一九度三分四七秒二・二四メートルの地点
- 四二 基点四一から二一九度一分八分五〇・六二メートルの地点
- 四三 基点四二から二一八度二分二〇一・三六メートルの地点
- 四四 基点四三から二六一度二分一六・〇一メートルの地点
- 四五 基点四四から二三八度〇五分一八〇・六六メートルの地点
- 四六 基点四五から二二三度一分一六秒三・三九メートルの地点
- 四七 基点四六から二一五度二分一八秒一・三三メートルの地点

- 四八 基点四七から二一七度二七分二三・四六メートルの地点
- 四九 基点四八から二二一度二一分一〇七・七七メートルの地点
- 五〇 基点四九から二三五度五一分二六・七三メートルの地点
- 五一 基点五〇から二五一度五三分六〇・一九メートルの地点
- 五二 基点五一から二四〇度二一分二二・九一メートルの地点
- 五三 基点五二から二三〇度三〇分二一・五三メートルの地点
- 五四 基点五三から二二〇度三三分三〇・九三メートルの地点
- 五五 基点五四から二一六度一八分一七・五一メートルの地点
- 五六 基点五五から二一八度四〇分一八二・九〇メートルの地点
- 五七 基点五六から二三二度四六分七・〇七メートルの地点
- 五八 基点五七から二一八度一九分二二四・六一メートルの地点
- 五九 基点五八から一四三度五三分四・三一メートルの地点
- 六〇 基点五九から一九度三四分一一三・一〇メートルの地点
- 六一 基点六〇から二〇三度五一分八一・一三メートルの地点
- 六二 基点六一から二二八度二七分七六・六八メートルの地点
- 六三 基点六二から二一七度二四分三〇・八六メートルの地点
- 六四 基点六三から二二七度四四分七九・五四メートルの地点
- 六五 基点六四から二一〇度三二分三五・〇四メートルの地点
- 六六 基点六五から一五六度一六分一一・八八メートルの地点
- 六七 基点六六から二二二度〇六分四一秒一三・八〇メートルの地点
- 六八 基点六七から二二〇度〇四分二一秒二〇・〇四メートルの地点
- 六九 基点六八から二一一度二五分〇一秒二・八二メートルの地点
- 七〇 基点六九から三〇一度二六分二六秒二九・九七メートルの地点
- 七一 基点七〇から二一一度二六分四六秒一〇八・五〇メートルの地点
- 七二 基点七一から三〇一度二七分四八秒一三・七八メートルの地点
- 七三 基点七二から二一一度二六分四七秒二八・二六メートルの地点
- 七四 基点七三から二二二度〇四分〇三秒三・四三メートルの地点
- 七五 基点七四から一七六度二五分〇一秒三六・三四メートルの地点
- 七六 基点七五から二二二度四九分一四〇・八三メートルの地点
- 七七 基点七六から三二度〇六分二四・七五メートルの地点
- 七八 基点七七から二二二度一九分四八・九七メートルの地点
- 七九 基点七八から二二〇度五一分三〇・五三メートルの地点
- 八〇 基点七九から二二〇度四二分五〇・二五メートルの地点
- 八一 基点八〇から二二一度二分八二・八八メートルの地点

- 八二 基点八一から二九九度五七分一九一・七五メートルの地点
 - 八三 基点八二から二二一度〇四分一四四・〇九メートルの地点
 - 八四 基点八三から二二〇度〇一分一四二・二〇メートルの地点
 - 八五 基点八四から二二一度三一分五〇・一一メートルの地点
 - 八六 基点八五から三〇〇度五一分四一〇・七六メートルの地点
 - 八七 基点八六から二〇九度四九分一〇〇・三六メートルの地点
 - 八八 基点八七から二二〇度四六分三四四・四九メートルの地点
 - 八九 基点八八から二二一度三〇分一五〇・七八メートルの地点
 - 九〇 基点八九から二二〇度三〇分一七五・六四メートルの地点
 - 九一 基点九〇から二二一度一〇分一三四・七六メートルの地点
 - 九二 基点九一から一八五度四八分一七・〇一メートルの地点
 - 九三 基点九二から二二二度二五分八六・九三メートルの地点
 - 九四 基点九三から一四〇度〇〇分三二秒一七・三六メートルの地点
 - 九五 基点九四から二一〇度四五分〇二秒二八・七九メートルの地点
 - 九六 基点九五から二二二度二四分一六秒九七・九六メートルの地点
 - 九七 基点九六から二二一度五二分五五秒三・四九メートルの地点
 - 九八 基点九七から二二二度五三分一五秒四七五・二一メートルの地点
 - 九九 基点九八から二二一度〇九分四九秒四六六・七九メートルの地点
 - 一〇〇 基点九九から三〇一度一三分一九秒六一・二九メートルの地点
 - 一〇一 基点一〇〇から二二二度〇五分二〇秒一九九・四六メートルの地点
 - 一〇二 基点一〇一から二二九度五四分一七秒一〇八・三三メートルの地点
- 点
- 一〇三 基点一〇二から二〇一度〇二分二九六・七四メートルの地点
 - 一〇四 基点一〇三から二三度五四分一一・一二メートルの地点
 - 一〇五 基点一〇四から二二二度二六分一〇・二九メートルの地点
 - 一〇六 基点一〇五から一七七度五六分一〇・六七メートルの地点
 - 一〇七 基点一〇六から二〇一度三〇分五五・〇五メートルの地点
 - 一〇八 基点一〇七から二二一度二三分二八三・一三メートルの地点
 - 一〇九 基点一〇八から二〇一度〇二分五二九・五〇メートルの地点
 - 一一〇 基点一〇九から二九一度一三分四三一・九一メートルの地点
 - 一一一 基点一一〇から二八六度四九分一一〇・七五メートルの地点
 - 一一二 基点一一一から一八三度五三分二一・一四メートルの地点
 - 一一三 基点一一二から二〇六度五〇分一〇四・一六メートルの地点
 - 一一四 基点一一三から二一七度〇八分八六・四五メートルの地点

- 一一五 基点一一四から二〇二度五八分九八・五二メートルの地点
 - 一一六 基点一一五から一三六度三九分九一・五九メートルの地点
 - 一一七 基点一一六から二〇五度三十四分七・〇〇メートルの地点
 - 一一八 基点一一七から一三六度一分八二・一六メートルの地点
 - 一一九 基点一一八から一九三度二五分八九・〇七メートルの地点
 - 一二〇 基点一一九から九八度〇〇分二一・四五メートルの地点
 - 一二一 基点一二〇から六六度〇九分二〇・八九メートルの地点
 - 一二二 基点一二一から九六度三十四分五・八三メートルの地点
 - 一二三 基点一二二から四一度四三分二六・〇二メートルの地点
 - 一二四 基点一二三から一三一一度五八分二九・五一メートルの地点
 - 一二五 基点一二四から四六度〇三分六五・五四メートルの地点
 - 一二六 基点一二五から一七度三十四分五九秒六〇・二〇メートルの地点
 - 一二七 基点一二六から二〇八度五三分五七秒一一・〇二メートルの地点
 - 一二八 基点一二七から一六度一三分一〇秒一二・五三メートルの地点
 - 一二九 基点一二八から二〇八度五三分五〇秒四二・七七メートルの地点
 - 一三〇 基点一二九から二四〇度二七分一〇秒一一・六六メートルの地点
 - 一三一 基点一三〇から二〇九度〇二分二〇秒四・二三メートルの地点
 - 一三二 基点一三一から一六七度〇〇分三三秒三三・八八メートルの地点
 - 一三三 基点一三二から九八度一四四分四秒一四・二七メートルの地点
- 補助点
- 二の一 基点二から四三度三四分三〇秒一〇六・四八メートルの地点
 - 三の一 基点三から九六度二六分二二秒一二四・三三メートルの地点
 - 八の一 基点八から一五五度一三分一二秒一一九・五〇メートルの地点
- 点
- 一一の一 基点一一から二六〇度四五分四三秒一四二・六八メートルの地点
 - 一四の一 基点一四から二四八度三三分三八秒八二・五二メートルの地点
- 点
- 一七の一 基点一七から一八一度二九分一五秒六九・〇三メートルの地点
- 点
- 三五の一 基点三五から三七度〇一分一三一・八二メートルの地点
 - 三六の一 基点三六から七六度三七分一九六・八九メートルの地点
 - 三七の一 基点三七から一三五度二九分二〇一・一四メートルの地点
 - 三八の一 基点三八から一五〇度五二分一九八・九八メートルの地点

- 四〇の一 基点四〇から一三五度一五分一九九・九〇メートルの地点
 - 四二の一 基点四二から一二九度〇九分二〇〇・六一メートルの地点
 - 四三の一 基点四三から一四一度四三分〇一秒一五五・二九メートルの地点
 - 九〇の一 基点九〇から六〇度二四分〇五秒一〇〇・七三メートルの地点
 - 九〇の二 基点九〇から九九度四三分四〇秒二三九・七六メートルの地点
 - 九六の一 基点九六から四五度一九分五八秒八四・八四メートルの地点
 - 九八の一 基点九八から六五度二三分〇七秒一〇三・一三メートルの地点
 - 九九の一 基点九九から一六六度一分三三秒八二・〇七メートルの地点
 - 一〇〇の一 基点一〇〇から一五〇度〇四分二二秒一一五・〇一メートルの地点
 - 一〇八の一 基点一〇八から三三二度三五分二七秒一一二・二五メートルの地点
 - 一〇八の二 基点一〇八から六七度五九分五〇・五二メートルの地点
 - 一〇九の一 基点一〇九から一一一度一三分〇二秒三七・九五メートルの地点
 - 一二六の一 基点一二六から五〇度五五分一三秒二四一・一四メートルの地点
 - 一三三の一 基点一三三から七六度一七分五四秒六三・五三メートルの地点
- 注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。
- 2 方位は、真方位とする。

山口県告示第十五号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第五条第四項の規定により、港湾隣接地域に接する海岸保全区域のうち次の区域を下関港港湾管理者の長が管理する区域として定め

る。海岸保全区域のうち港湾管理者の長が管理する区域に関する告示（平成二十七年山口県告示第百八十九号）は、廃止する。

平成三十一年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 海岸の名称

山口県山口南沿岸下関港海岸宇部・長府沖地区海岸

二 区域

1 基点一、二、三、四、五、六、七、八、九の各点を順次結んだ線及び基点九と基点一を結んだ線によって囲まれた区域

2 基点一〇、一一、一二、一三の各点を順次結んだ線及び基点一三と基点一〇を結んだ線によって囲まれた区域

3 基点一四、一五、一六、一七の各点を順次結んだ線及び基点一七と基点一四を結んだ線によって囲まれた区域

4 基点一八、一九、二〇、二一、二二の各点を順次結んだ線及び基点二二と基点一八を結んだ線によって囲まれた区域

5 基点二三、二四、二五、二六、二七、二八の各点を順次結んだ線及び基点二八と基点二三を結んだ線によって囲まれた区域

基点の位置

- 一 下関市長府松小田東町七〇五番地の四の標柱の位置（北緯三四度〇一分一五秒東経一三一度〇〇分一七・五七四秒）
二 基点一から二一八度三六分七六・〇メートルの地点
三 基点二から一七二度一六分三・六二メートルの地点
四 基点三から二一八度四七分二五八・二八メートルの地点
五 基点四から二一八度四七分三八・四九メートルの地点
六 基点五から二三度五一分三八・六三メートルの地点
七 基点六から三九度三四分一一・一〇メートルの地点
八 基点七から三三度五三分四・三一メートルの地点
九 基点八から三八度一九分二二三・六八メートルの地点
一〇 基点九から一九六度〇五分五二秒一、〇九二・八二メートルの地点
一一 基点一〇から二一一度二七分一四四・二一メートルの地点
一二 基点一一から三〇〇度〇一分一〇二・〇三メートルの地点
一三 基点一二から三一一度〇四分一四四・〇九メートルの地点

- 一四 基点一三から一八六度五四分四一七・一二メートルの地点
一五 基点一四から二一〇度〇九分六〇・九六メートルの地点
一六 基点一五から三〇〇度三〇分九五・一四メートルの地点
一七 基点一六から三一一度三〇分六一・五〇メートルの地点
一八 基点一七から三九度五五分一八五・〇九メートルの地点
一九 基点一八から一九九度二分九八・〇五メートルの地点
二〇 基点一九から二〇〇度三分九三・〇一メートルの地点
二一 基点二〇から三〇二度五分八六・九三メートルの地点
二二 基点二一から五度四八分一七・〇一メートルの地点
二三 基点二二から五七度一分二七秒一、〇六二・四〇メートルの地点
二四 基点二三から三一一度二分三八秒五七・三九メートルの地点
二五 基点二四から二〇度四七分三一秒一〇・六九メートルの地点
二六 基点二五から二一〇度五三分二六・〇〇メートルの地点
二七 基点二六から二二一度一分〇八秒一八五・五三メートルの地点
二八 基点二七から二一六度〇四分四五秒三一・七一メートルの地点

注 方位は、真方位とする。



(二八) 山口県労働委員会の委員の任命

労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の十二第三項の規定により、平成三十一年一月二十日山口県労働委員会の委員を次のとおり任命しました。

平成三十一年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

Table with 3 columns: 区分 (Division), 氏名 (Name), 職名 (Position). Rows include 使用者委員 (入谷 珠代), 労働者委員 (網戸 茂), and others.

- 〃 伊藤 正則 日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
- 〃 鶴岡 純枝 日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
- 〃 徳野 啓範 日本基幹産業労働組合連合会山口県本部委員長
- 〃 榎本 康仁 全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長
- 〃 有田 謙司 西南学院大学法学部教授
- 〃 近本佐知子 弁護士
- 〃 中村友次郎 弁護士
- 〃 平中 貫一 山口大学経済学部教授
- 〃 山元 浩 弁護士

(一九) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

平成三十一年一月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書 番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検査 成績	飼養者の住所及 び氏名又は名称
一五二七〇 七三八六七	殿池久 (全和一七子山黒一五二七〇七 三八六七)		黒毛和種	平成二九、 一〇、一五	山 口 県	一級	美祿市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター

平成三十一年一月二十九日印刷

発行人所

山口県知事